

沼津東高校いじめの防止等のための基本的な方針

平成 26 年 4 月
(平成 30 年 9 月改定)
(令和 4 年 3 月改定)
(令和 8 年 3 月改定)
静岡県立沼津東高等学校

目 次

第1章 基本的な事項	・・・ 1
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
第2章 組織の設置	・・・ 2
第3章 いじめの防止等のための対策	・・・ 2
1 自治会活動の推進	
2 行事への積極的な活動	
3 保護者や地域への啓発	
4 教職員の資質向上	
年間指導計画	・・・ 3
第4章 いじめの早期発見・早期対応	・・・ 4
1 生徒の実態把握	
2 相談体制	
3 学校のいじめに対する措置	
4 配慮を要する生徒への支援	
5 校長及び教員による懲戒	
6 関係機関等との連携	
第5章 重大事態への対応	・・・ 5
1 重大事態の認知	
2 教育委員会への報告	
3 調査組織による調査	
4 被害生徒・保護者への情報提供	
5 報道対応	
第6章 いじめの「解消」の定義	
第7章 点検・見直し	・・・ 5

第1章 基本的な事項

沼津東高校では、本校に通う生徒が、安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、全ての教職員が生徒とともに「自治の精神」の下、互いに尊重し、認め合う集団づくりを進め、人を思いやる豊かな心を育み、心の通い合う人間関係づくりを進めています。

特に、いじめに対しては「どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」との認識を持ち、「いじめは絶対に許さない」指導を続けていきます。いじめをなくすため、基本的な考え方を共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携・協力して取り組んでいきます。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽く身体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・誹謗中傷（SNSを含む）等

一つひとつの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあります。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合があります。ですから、その生徒やその周りの状況等をしっかりと確認することも大切です。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

従って、いじめは犯罪行為です。いじめの構造において、直接的にいじめる（加害者）・いじめられる（被害者）という二つの立場が目立ちますが、実際にはそれだけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、いじめの問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒や「傍観者」として知っていても何もしない生徒の存在も、いじめる（加害者）立場として決して見逃すことができません。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校は、高い志の実現と社会の発展のために率先して行動する人を育成するとともに、社会に信頼される学校づくりを目指しています。また、自治の精神を重んじ、生徒一人一人を大切にする指導を実践しています。そのため、学校行事や自治会活動、部活動等をとおして、生徒が主体的に活動し、生徒自身が学校生活を見直し、問題等を解決していく「自治」を大切にしています。

いじめに対しては、どのような理由があっても絶対に許されない行為であると考え、平素より教師集団が個々の生徒達の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応し、生徒とともにいじめを抑制し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進し、いじめを早期に発見し組織的に対応するために、以下の体制を構築し取り組みます。

第2章 組織の設置

いじめの防止等対策委員会を設置します。

構成員は、校長、副校長、教頭、生徒課長、教育相談室長、学年主任、養護教諭とします。また、生徒課職員、担任、部活動顧問、関係職員、スクールカウンセラー、PTA関係者、医師、警察関係者等を必要に応じて加えることができます。

この委員会は、いじめ調査の結果の分析を行うほか、いじめの申し出があった場合などに開催します。

第3章 いじめの防止等のための対策

1 自治会活動の推進

ホームルーム活動や自治会活動をとおして、人を思いやる豊かな心を育み、心の通う人間関係づくりやコミュニケーション能力等の基礎や人権感覚を養います。

2 行事への積極的な活動

香陵祭、学年行事や球技大会等の行事を通して、クラス、学年、全校生徒同士の良好な関係づくりやコミュニケーション力を育成します。また、生徒たちが目標に向かって挑戦しながら達成感や感動を共有することにより、人間関係の深化も図ります。

3 保護者や地域への啓発

校外での生徒の様子に対しても気を配り、保護者や地域に対して、PTA地区会、三者面談等を通して、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に連絡するように啓発していきます。

4 教職員の資質向上への対応

適宜校内研修を企画するとともに、外部研修機関の研修にも参加を促し、いじめ問題への見識を深めていきます。教職員はいじめを個人で抱え込むことなく、速やかにいじめの防止等対策委員会に報告を行い、情報の共有を図ります。

年間指導計画

月	内 容
4月	面接週間 スマホ・ネット安全教室・情報モラル講座 スクールカウンセリング いじめの防止等対策委員会（全職員共有） 教育相談定例ミーティング（教育相談）
5月	スクールカウンセリング 教育相談定例ミーティング（教育相談）
6月	スクールカウンセリング 保健室生徒アンケート 教育相談定例ミーティング（教育相談）
7月	三者面談 スクールカウンセリング 教育相談定例ミーティング（教育相談）
9月	面接週間 スクールカウンセリング 保健室生徒アンケート 教育相談定例ミーティング（教育相談）
10月	面接週間 学校生活アンケート（いじめ調査） いじめの防止等対策委員会（途中経過及びアンケート結果報告） スクールカウンセリング 教育相談定例ミーティング（教育相談）
11月	スクールカウンセリング 教育相談定例ミーティング（教育相談）
12月	人権教育（1年次） スクールカウンセリング 教育相談定例ミーティング（教育相談）
1月	スクールカウンセリング 教育相談定例ミーティング（教育相談）
2月	スクールカウンセリング 教育相談定例ミーティング（教育相談）
3月	年度反省、方針の点検、見直し（いじめの防止等対策委員会・職員会議）

※いじめの防止等対策委員会は、いじめの申し出があった場合等必要に応じて開催します。

第4章 いじめの早期発見・早期対応

1 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、4月・10月の面接週間、10月の学校生活アンケート(いじめ調査)、保健室生徒アンケート(生徒相談)等を行い、生徒の実態把握に努めるとともに、生徒の様子についての話し合い(定例ミーティング)を行い、いじめの早期発見、早期対応に努めます。

2 相談体制

教育相談が充実しており、相談室はいつでも教育相談を行える状態になっています。また、月に2回程度スクールカウンセラーが来校し、相談を希望する生徒、保護者がスクールカウンセリングを受けることができます。また、週に1回教育相談ミーティングを実施し、教頭・生徒課長・教育相談室長・教育相談担当職員・学年主任・養護教諭が参加して、生徒の行動の変化や気になる生徒についての情報共有を行います。

3 学校のいじめに対する措置

(1) いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは面接や記名式のアンケート等により、早期に事実確認を行うとともに、いじめが認知された場合には、県教育委員会に報告します。

(2) いじめが認知された場合は、速やかにいじめの解消に向かって取り組みます。また、再発防止のため、いじめの防止等対策委員会で対応について話し合い、必要に応じてスクールカウンセラー、警察等の専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言(支援)を継続的に行うようにします。

(3) 必要に応じて、いじめを行った生徒には、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して授業を受けることができるようにします。

(4) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で問題が起こることがないように、保護者との情報共有を行います。

(5) 認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察に相談し連携して対応します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報するなど適切な処置を行います。

4 配慮を要する生徒への支援

発達障害を含む障害のある生徒、外国籍等でコミュニケーションに問題を抱える生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、その生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

5 校長及び教員による懲戒及び指導

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために、適切に懲戒及び指導を行います。

6 関係機関等との連携

いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを認識し、教育委員会、警察署、児童相談所、民生委員、医療機関等との協力体制を確立するとともに、学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつ

つ相互に補充し合い、一体となった取り組みをします。特に県教育委員会からは、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士等の専門家、関係機関の紹介を受けます。

第5章 重大事態への対応

1 重大事態の認知

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (1)いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2)いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とします。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。又は、生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。
- (3)生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあり、調査によりそれを学校が認知したとき。

2 教育委員会への報告

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告します。

3 調査組織による調査

校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめの防止等対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で事態への対処や同種の事態の防止に向け調査し、事態の解決に当たります。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応します。

4 情報提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果を基に、重大事態の事実関係などの情報を正確に提供します。

5 報道対応

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、事件・事故について情報を提供していきます。提供に当たっては、公開できる情報はきちんと伝えますが、プライバシーの保護等の理由から伝えられない場合はその旨を説明し、理解を求める場合もあります。

第6章 いじめの「解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、

- (1)いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいる
- (2)いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

以上の2点が満たされていることが必要です。いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分ありうることを踏まえ、日常的に注意深く観察していきます。

第7章 点検・見直し

「いじめの防止等のための基本的な方針」については、年度末にいじめの防止等対策委員会で点検・見直し、次年度の体制につなげていきます。